

# 『陔餘叢考』 訓譯卷十六之上

田中良明  
石井靖朗  
栗栖亞矢子  
村山敬三  
米田颯介  
中林史朗

今回は、第十六卷之上を登載させて頂く。遅遅として原稿の整理が進まぬ中、掲載を繼續して下さる漢學會に感謝したい。又、陔餘叢考は各巻條數葉數の多少が異なり、前卷十五が三十條十八葉有ったのに對し、本卷十六は十八條三十一葉有れば、紙幅の都合上本卷の訓譯は三分する豫定である。

本年度は幸いにも六月より大學から學内行事として讀書會を實施する了承を得ることが叶い、教室定員半數以下の参加者數を保つ等、感染豫防に注意しながら五・六人の學生と俱に五歩の内の工夫を錬ることができている。疫禍は未だ樂觀を許さぬ状況にあるが、肅肅と當務を修めていきたい。

この卷十六之上を擔當したのは、石井靖朗（現、横濱創學館高等學校常勤講師）・栗栖亞矢子（現、駿臺高等學校教諭）。

田中良明（現、大東文化大學東洋研究所准教授）・村山敬三（本學大學院文學研究科博士課程後期課程修了）・米田颯介（本學大學院文學研究科博士課程前期課程修了）の五人（五十音順）である。この巻の前半は二〇一二年度に中林先生のご指導の下に読んでいるが、本原稿の校正時に重ねて中林先生のご協力を得た。但し、本稿に瑕疵有るに至っては、全て整理者たる田中に責が有り、諸氏先達の叱正・指教を請うものである。

令和三年季秋 上林得雁 節旄盡落

謹識于足虎樓

## 【原文】

### 1 三皇五帝

大戴禮五帝德及史遷五帝本紀皆專言五帝而不言三皇然三皇之號見於周禮外史掌三皇五帝之書不得謂三代以前無此稱也第未有專指其名者其見於秦博士所議但云天皇地人皇而已孔安國書序乃以伏羲神農黃帝爲三皇少昊顓頊高辛堯舜爲五帝司馬遷則以黃帝入五帝之內而無少昊鄭康成依運斗樞註尙書中候則以伏羲女媧神農爲三皇帝鴻金天高陽高辛唐虞爲五帝司馬貞因之作三皇本紀亦以伏羲女媧神農爲三皇孔穎達註尙書最尊安國故其駁鄭注謂女媧但修伏羲之道無所改作不得列於三皇既不數女媧則不可不取黃帝爲三皇又曰安國之意以月令春日太昊夏日炎帝中央曰黃帝依次以爲三皇秋日少昊冬日顓頊自此以下合之高辛堯舜乃爲五帝耳然穎達又云諸儒說三皇或數燧人或數祝融以配伏羲農其五帝皆自軒轅不數少昊帝繫本紀家語又皆以少昊卽黃帝之子青陽是穎達雖尊安國亦未敢竟以黃帝入三皇之內少昊列五帝之中而顓與史記相戾也「唐天寶中祀三皇則伏羲神農黃帝祀五帝則少昊顓頊高辛唐堯虞舜蓋用穎達之說」宋五峰胡氏直斷以孔子繫詞所述伏羲神農黃帝堯舜爲五帝元人胡一桂又從而引伸之謂孔子家語自伏羲以下皆稱帝易大傳春秋內外傳有黃帝炎帝之稱月令有帝太昊帝炎帝黃帝之文

可見太昊伏羲氏炎帝神農氏黃帝軒轅氏本皆稱帝秦以前未嘗列之於三皇也其三皇之號終不可泯則仍以秦博士所謂天皇地皇人皇者當之而不必附會其人此論較爲直捷然近日王西莊又謂繫詞以羲農爲上古聖人黃帝堯舜爲後世聖人則羲農宜爲皇黃帝宜爲帝惟三皇中少一人則司馬貞據康成說以女媧充數亦未爲無據西莊最尊鄭學故持論如此要之去古愈遠載籍無稽傳聞異詞迄無定論又如三皇紀謂炎帝神農氏則神農卽炎帝也而譙周古史考則以炎帝與神農爲二人史記黃帝姓公孫名軒轅則軒轅卽黃帝也而羅泌路史又以軒轅與黃帝爲二人岐說紛紜學者固未便臆斷矣

### 【書ギトコ】

#### 1 三皇五帝

大戴禮の五帝德及び史遷の五帝本紀、皆専ら五帝を言ひて三皇を言はず。然れども三皇の號は周禮外史に「三皇・五帝の書を掌る」と見ゆれば、三代以前此の稱無しと謂ふを得ざるなり。第だ未だ専らに其の名を指す者有らざるなり。其れ秦の博士の議する所を見るに、但だ「天皇・地皇・人皇」と云ふのみ。孔安國の書序は乃ち伏犧・神農・黃帝を以て三皇と爲し、少昊・顓頊・高辛・堯・舜を五帝と爲す。司馬遷は則ち黃帝を以て五帝の内に入れ、而して少昊無し。鄭康成は運斗樞に依り尙書中候に註し、則ち伏犧・女媧・神農を以て三皇と爲し、帝鴻・金天・高陽・高辛・唐・虞を五帝と爲す。司馬貞之に因り三皇本紀を作り、亦た伏犧・女媧・神農を以て三皇と爲す。孔穎達尙書に註すに最も安國を尊ぶ。故に其の鄭注を駁するや「女媧は但だ伏犧の道を修むるのみにて、改め作す所無く、三皇に列するを得ず。既に女媧を數へざれば則ち黃帝を取り三皇と爲さざる可からず。」と謂ふ。又曰く「安國の意は以ふに、月令の、春に太昊と曰ひ、夏に炎帝と曰ひ、中央に黃帝と曰へば、次に依り以て三皇と爲し、秋に少昊と曰ひ、冬に顓頊と曰へば、此れより以下、之に高辛・堯・舜を合し、乃ち五帝と爲すのみ。」と。然れども穎達又「諸儒は三皇を説くに、或いは燧

人を數へ、或いは祝融を數へ、以て犧・農に配し、其の五帝は皆軒轅よりし、少昊を數へず。帝繫・本紀・家語は又皆少昊を以て即ち黃帝の子青陽とす。」と云へば、是れ穎達は安國を尊ぶと雖も、亦た未だ敢へて竟に黃帝を以て三皇の内に入れ、少昊を五帝の中に列せず。而るに顯かに史記と相戻るなり「唐<sup>\*</sup>の天寶中、三皇を祀るは則ち伏羲・神農・黃帝、五帝を祀るは則ち少昊・顓頊・高辛・唐堯・虞舜。蓋し穎達の説を用ふ。」。宋の五峰<sup>\*</sup>胡氏、直ちに斷ずるに孔子の繫詞に述ぶる所の伏羲・神農・黃帝・堯・舜を以て五帝と爲す。元人胡一桂又從ひて之を引伸し、「孔子家語に伏羲より以下皆帝と稱し、易の大傳・春秋内外傳に黃帝・炎帝の稱有り、月令に帝太昊・帝炎帝・帝黃帝の文有れば、太昊伏羲氏・炎帝神農氏・黃帝軒轅氏は、本皆帝と稱すを見る可し。秦以前未だ嘗て之を三皇に列せざるなり。其れ三皇の號、終に泯ぶ可からざれば、則ち仍ほ秦の博士の所謂天皇・地皇・人皇なる者を以て之に當つ。」と謂ひ、而して必ずしも其の人に附會せず。此の論較<sup>や</sup>直捷爲り。然れども近日の王西莊又「繫詞は羲・農を以て上古の聖人と爲し、黃帝・堯・舜を後世の聖人と爲せば、則ち羲・農宜しく皇爲るべく、黃帝宜しく帝爲るべし。惟れ三皇中一人を少けば、則ち司馬貞康成の説に據り、女媧を以て數に充つるも、亦た未だ據る無きと爲さず。」と謂ふ。西莊は最も鄭學を尊ぶ。故に論を持すこと此の如し。要<sup>よ</sup>之するに古を去ること愈々遠く、載籍稽ふる無く、傳聞詞を異にし、定論無きに迄る。又三皇紀の如きは「炎帝神農氏」と謂へば則ち神農は即ち炎帝なり。而るに譙<sup>\*</sup>周の古史考は則ち炎帝と神農とを以て二人と爲す。史記に「黃帝、姓は公孫、名は軒轅」とあれば則ち軒轅は即ち黃帝なり。而るに羅泌<sup>\*</sup>の路史も又軒轅と黃帝とを以て二人と爲す。岐說紛紜として、學ぶ者固より未だ臆斷するに便ならざるなり。

### 【語注】

○周禮外史―春官宗伯下。鄭注は『春秋左氏傳』昭公十二年の「三墳五典八索九丘」に依り「楚靈王所謂三墳五典。」と、

三皇五帝と三墳五典とを關連附け、後述の書序と孔疏に引き繼がれる。○秦の博士の……『史記』卷六秦始皇本紀第六に「(始皇二十六年) 丞相縮・御史大夫劫・廷尉斯等皆曰、……今陛下興義兵、誅殘賊、平定天下、海內爲郡縣、法令由一統、自上古以來未曾有、五帝所不及。臣等謹與博士議曰「古有天皇、有地皇、有泰皇、泰皇最貴。」臣等昧死上尊號、王爲泰皇。……」と有り、司馬貞『索隱』に「按、天皇・地皇之下卽云泰皇、當人皇也。而封禪書云、昔者太帝使素女鼓瑟而悲。蓋三皇已前稱泰皇。」と有る。又『太平御覽』卷八十六皇王部十一秦、始皇帝に『史記』を引いて「有天皇、有地皇、有人皇、人皇最貴。」に作る。○書序は乃ち……『尙書』の序に「伏羲・神農・黃帝之書、謂之三墳、言大道也。少昊・顓頊・高辛・唐・虞之書、謂之五典、言常道也。」と有り、孔疏に「墳大也、以所論三皇之事、其道至大、故曰言大道也。以典者常也、言五帝之道、可以百代常行、故曰言常道也。……謂之三墳、謂之五典者、因左傳有三墳五典之文、故指而謂之。……鄭玄注中候依運斗樞、以伏羲・女媧・神農爲三皇。又云、五帝坐、帝鴻・金天・高陽・高辛・唐・虞氏。知不爾者、孔君既不依緯、不可以緯難之。又易興作之條、不見有女媧。何以輒數。又鄭玄云、女媧修伏羲之道、無改作。則已上修舊者衆、豈皆爲皇乎。既不數女媧、不可不取黃帝以充三皇耳。……其諸儒說三皇、或數燧人、或數祝融、以配犧・農者、其五帝皆自軒轅、不數少昊、斯亦非矣。……又帝繫本紀家語五帝德皆云少昊卽黃帝子青陽是也……孔君今者意以、月令春曰太昊、夏曰炎帝、中央曰黃帝、依次以爲三皇。……月令、秋曰少昊、冬曰顓頊、自此爲五帝。」と有る。○唐の天寶中……宋の王溥の『唐會要』卷二十二前代帝王、天寶六載正月十一日の敕に見える。○五峰胡氏「南宋の胡宏。その『皇王大紀』卷一五帝紀、帝太昊包犧氏の論に「包犧・神農・黃帝・堯・舜、是五君有先天地開闢之仁・後天地制作之義、人至於今受其賜。故孔子曰、包犧氏沒神農氏作、神農氏沒黃帝・堯・舜氏作。按黃帝之後、少昊・顓頊・高辛皆嘗帝天下矣。孔子所以越而遺之必稱堯舜者、以三君居位僅可持其世而已。未曾有制作貽萬世故也。則五帝之名實定矣。」と有る。なお、孔子の言は『周易』繫辭下傳の文。○孔子家語に……胡一桂の『十七史纂古今通要』卷

一三皇總論に「三皇之號、昉於周禮外史掌三皇五帝之書、而不指其名。其次則見於秦博士有天皇・地皇・人皇之議、秦去古未遠、意三皇之稱此或庶幾焉。漢孔安國書序乃始以伏羲・神農・黃帝爲三皇、少昊・顓頊・高辛・堯・舜爲五帝。不知果何所本。蓋孔子於家語、自伏羲以下皆稱曰帝、易大傳・春秋內外傳、有黃帝・炎帝之稱。呂氏月令雖不可爲據、然有曰帝太昊・帝炎帝・帝黃帝、亦足以表先秦未嘗以伏羲・神農・黃帝爲三皇也。至宋五峯胡氏、直斷以孔子易大傳以伏羲・神農・黃帝・堯・舜爲五帝、不信傳而信經、其論始定。然三皇之號不可泯也、則亦以天皇・地皇・人皇言之。」と有る。○王西莊―清の王鳴盛。その説は『十七史商榷』卷一史記一、索隱改補皆非に見える。○譙周の古史……『禮記』曲禮上の疏に見える。○羅泌―南宋の人。その『路史』卷七禪通紀に「軒轅氏古封禪之帝也。在黃帝氏之前。承學之士乃皆以爲卽黃帝氏、失厥所謂莫此爲甚焉。」と有る。

### 〔現代語譯〕

『大戴禮』五帝德篇及び『史記』五帝本紀は、どちらも五帝のことを言うが三皇のことを言わない。しかし、三皇の稱號は、『周禮』の外史に「三皇・五帝の書を掌る」と見えるので、三代以前にこの稱號が無かったと言うことはできない。ただし、まだ特にその名を指す名稱がなかったのである。秦の博士の議論を見ると、ただ「天皇・地皇・人皇」と言うだけである。孔安國の『尙書』序は、伏羲・神農・黃帝を三皇とし、少昊・顓頊・高辛・堯・舜を五帝としている。司馬遷は（『史記』で）黃帝を五帝の内に入れ、そして少昊がいない。鄭玄は、『春秋運斗樞』に依據して『尙書中候』に注を附し、伏羲・女媧・神農を三皇とし、帝鴻・金天・高陽・高辛・唐・虞を五帝としている。司馬貞はこれによって三皇本紀を作り、また伏羲・女媧・神農を三皇とした。孔穎達は『尙書』に注を附す際に、最も孔安國を尊んでいる。そのため鄭玄の注の説に反駁して「女媧はただ伏羲の道を修めただけであり、改めて何かをしたこともないので、三

皇に列することはできない。最早女媧を敷えないのであれば、黄帝を取り上げて三皇としないわけにはいかない。」と言っている。又、「孔安國の意圖は、『禮記』月令に、春には太昊と言ひ、夏には炎帝と言ひ、中央には黄帝と言つてゐるので、その次序に依據して（これらを）三皇とし、秋には少昊と言ひ、冬には顓頊と言つてゐるので、これから下に、高辛・堯・舜を合せて五帝とするというのである。」と言つてゐる。しかし孔穎達は又、「諸儒は三皇を説いて、ある者は燧人氏を敷え、ある者は祝融を敷え、それを伏羲・神農に列し、五帝は皆軒轅から始まり、少昊を敷えない。『大戴禮記』帝繫・『史記』五帝本紀・『孔子家語』は皆少昊を黃帝の子の青陽としてゐる。」と言つてゐるので、これは、孔穎達は孔安國を尊んでいても、積極的に黃帝を三皇の内に入れ、少昊を五帝の中に列したことはなかつたのだ。しかしながら明らかに『史記』と相違している「唐の天寶中に、三皇つまり伏羲・神農・黃帝を祀り、五帝つまり少昊・顓頊・高辛・唐堯・虞舜を祀つたのは、恐らく孔穎達の説を用いてゐる。」。宋の胡宏は、孔子が『周易』の繫辭傳に述べてゐる伏羲・神農・黃帝・堯・舜でただちに斷ち切つて五帝としてゐる。元人胡一桂は、この胡宏の説に従ひ、さらに引伸し、「『孔子家語』では伏羲以下をともに帝と稱しており、『易』の大傳や『春秋左氏傳』・『國語』には黃帝・炎帝の稱が有り、『禮記』月令に帝太昊・帝炎帝・帝黃帝の文が有るので、太昊伏羲氏・炎帝神農氏・黃帝軒轅氏は本來、いずれも帝と稱してゐることがわかる。秦以前はまだこれらを三皇に列することはなかつた。三皇の稱號は、無くしてしまふこともできないので、秦の博士の所謂天皇・地皇・人皇というものをこれに當てる。」と言つて、必ずしも具體的な人物に附會することはしない。この論はいくらか眞つ直ぐとしていて勝つてゐる。近頃、王鳴盛が「繫辭傳は伏羲・神農を上古の聖人としており、黃帝・堯・舜を後世の聖人としてゐるのだから、つまり伏羲・神農は皇とした方がよく、黃帝は帝とした方がよい。これだと三皇の中に一人足りないのだから、そこで司馬貞が鄭玄の説に依據して女媧を三皇の數に補充したのも、また根據がなかつたわけではないのだ。」と言つてゐる。王鳴盛は最も鄭學を尊んでゐる。そのため、こうした論

説を持ち續けているのである。この問題は、解決策を過去に求めるには時代がなんとも遠く、證據となる文獻もなく、諸説異なり、定論が無いままなのだ。また、『史記』三皇紀などは、「炎帝神農氏」と言っているのだから、神農とは炎帝である。しかし譙周の『古史考』は炎帝と神農を別々の二人としている。『史記』に「黃帝、姓は公孫、名は軒轅」と有るのだから、軒轅とは黃帝である。しかし羅泌の『路史』は、軒轅と黃帝を別々の二人としている。異説紛々としており、學者が憶測で判斷してよいものではないのである。

(田中良明)

## 〔原文〕

### 2 堯舜之禪不同

舜受終文祖攝位之後又二十八載堯乃徂落舜典所記甚明禹受命於神宗若帝之初亦是當舜在日即已攝位也乃禹攝後舜作何位置及享壽又若干典謨俱不載但云在位五十載陟方乃死何也蓋舜之禪與堯之禪不同堯禪後竟全以天下附舜而已一無所與故舜攝位後察璣衡類上帝輯瑞巡狩封山濬川一切皆行天子之事舜則雖命禹攝位而身尙臨御故禹既攝之後其征苗也猶奉命而出及班師又勸舜修德以來之可知傳位雖有成命尙不同堯之退處養閒直至蒼梧之崩猶在帝位故書云在位五十載陟方乃死也蓋堯禪時已耄而倦勤舜禪時尙康強無恙觀於過百之歲猶遠陟江漢其鑿鑿可見故不敢以附托有人遂自暇逸而愛閒謝事耳

## 【書キトコ】

### 2 堯舜の禪同じからず

舜<sup>\*</sup>は終はりを文祖に受く。位を攝するの後又二十八載にして堯乃ち徂落す。舜典の記す所甚だ明らかなり。禹<sup>\*</sup>は命を神



宗に受け、帝の初めに若ふ。亦た是れ舜の在日に當たり即ち已に位を攝するなり。乃らば禹の攝するの後、舜は何の位置を作すか及び壽を享くること又若干なるは、典・謨俱に載せず。但だ「在位五十載、陟方して乃ち死す。」と云ふのみは、何ぞや。蓋し舜の禫と堯の禫とは同じからず。堯は禫の後竟に全く天下を以て舜に附し、而して已に一も與かる所無し。故に舜は位を攝するの後、璣衡を察し、上帝に類し、瑞を輯め、巡狩し、山を封じて川を濬くし、一切皆天子の事を行ふ。舜は則ち禹に命じて位を攝せしむと雖も、而れども身は尙ほ臨御す。故に禹既に攝するの後、其の苗を征するや、猶ほ命を奉じて出で、師を班すに及び、又舜の徳を修め以て之を來すを勸む。知る可し、位を傳ふるは成命有りと雖も、尙ほ堯の退處養閒に同じからず。直だ蒼梧の崩に至るまで猶ほ帝位に在り。故に書に「在位五十載、陟方して乃ち死す。」と云ふなり。蓋し堯は禫する時已に耄にして勤に倦み、舜は禫する時尙ほ康強にして恙無し。百を過ぐるの歳に於いても猶ほ遠く江漢を陟むを観るは、其の豊饒たること見るべし。故に敢へて附托に人有るを以てするも、遂に暇逸して閒を愛し事に謝せざるのみ。

### 【語注】

○舜は終はり……『史記』卷一、五帝本紀第一に「正月上日、舜受終於文祖。」と有り、『尙書』虞書舜典にも「正月上日、受終于文祖。」と有る。文祖に受くとは、堯が舜に禫讓を行ったことを指す。文祖とは、祖先或いはその廟の事を指し、ここは堯の祖先の廟のことを指す。上引の舜典の孔傳に「終謂堯終帝位之事、文祖者堯文徳之祖廟。」と有る。又上引の五帝本紀の下文に「文祖者、堯大祖也。」と有る。○二十八載に……『尙書』虞書舜典に「二十有八載帝乃殂落、百姓如喪考妣、三載四海遏密八音。」と有り、『史記』卷一、五帝本紀第一にも「堯立七十年得舜、二十年而老。令舜攝行天子之政、薦之於天。堯辟位凡二十八年而崩。百姓悲哀、如喪父母。三年、四方莫舉樂以思堯。」と有る。○禹は命を

神……『尙書』虞書大禹謨に「正月朔旦、受命于神宗。」と有り、その孔傳に「受舜終事之命、神宗文祖之宗廟言神尊之。」と有る。○帝の初めに……『尙書』虞書卷四大禹謨第三に「率百官若帝之初。」と有り、その孔傳に「順舜初攝帝位故事奉行之。」と有る。○在位五十載……『尙書』虞書舜典に「舜生三十徵庸、三十在位、五十載陟方乃死。」と有る。○舜は位を攝……『尙書』虞書舜典に「正月上日、受終于文祖。在璿璣玉衡、以齊七政。肆類于上帝。禋于六宗、望于山川徧于羣神、輯五瑞。……歲二月、東巡守至于岱宗柴、望秩于山川。……五月、南巡守至于南嶽如岱禮。八月、西巡守至于西嶽如初。十有一月、朔巡守至于北嶽如西禮。歸格于藝祖用特。五載一巡守、羣后四朝。……肇十有二州。封十有二山、濬川。」と有る。○苗を征する……『尙書』虞書大禹謨に「受命于神宗、率百官若帝之初。帝曰、咨禹惟時有苗弗率、汝徂征。」と有る。○師を班すに……『尙書』虞書大禹謨に「三旬苗民逆命、益贊于禹曰、『惟德動天、無遠弗届。滿招損、謙受益、時乃天道。帝初于歷山往于田、日號注于旻天于父母、負罪引慝。祗載見瞽瞍、夔夔齋慄、瞽亦允若。至誠感神、矧茲有苗。』禹拜昌言曰、『兪。』班師振旅、帝乃誕敷文德、舞干羽于兩階、七旬有苗格。」と有る。なお、『韓非子』五蠹篇第四十九に「當舜之時、有苗不服、禹將伐之。舜曰『不可。上德不厚而行武、非道也。』乃修教三年、執干戚舞、有苗乃服。」と有る。○蒼梧の崩に……『尙書』虞書舜典に「舜生三十徵庸、三十在位、五十載陟方乃死。」と有り、孔傳に「舜即位五十年、升道南方巡守、死於蒼梧之野而葬焉。三十徵庸、三十在位、服喪三年、其一在三十之數。爲天子五十年。凡壽百一十二歲。」と有り、『史記』卷一、五帝本紀第一に「舜年二十以孝聞、年三十堯舉之、年五十攝行天子事。年五十八堯崩、年六十一代堯踐帝位、踐帝位三十九年。南巡狩、崩於蒼梧之野。葬於江南九疑、是爲零陵。」と有る。

舜は堯の治世の終わりにその祖廟にて禪讓を受けた。舜が位を繼いだ後二十八年後に堯は崩御した。これは『尙書』の舜典にしっかりと明記されている。禹は舜より堯の廟にて禪讓の命を受け、舜が帝位を繼いだときの禮に従った。またこの時も舜は存命したまま禹が位を繼いだことになる。そうであるならば禹が位を繼いだ後、舜はどのような地位に居り壽命はどれほどであったのかについて、『尙書』の舜典も大禹謨も記載していない。ただ「位に在ること五十年、巡狩している最中に崩御した。」と記載されているだけであるのは、どうしてであろうか。考えるに舜の禪讓と堯の禪讓とは同じものではないからだ。堯は禪讓の後ついに天下のことすべてを舜に託し、全く政治のことに關與しなかった。だから舜は位を繼いだ後、天象を觀察し、天を祭り、諸侯に與えていた圭や璧を集め、各地に巡幸し、山を祭り、川を深くするなど、これら全て天子の事業を行ったのである。舜は禹に位を繼ぐことを命じたと言っても、その身はまだ帝王の位にいた。だから禹が既に位を繼いだ後に、有苗を征討するのに、禹はなおも舜の命令を受けて出撃し、軍を還すと、また舜の徳を修めて有苗を歸服させることを勧めたのである。舜が禹に位を禪讓する命令が有ったとはいえ、それは堯が位を讓つて隠居したことは異なることが分かるのである。とりもなおさず舜は蒼梧にて崩御するまでまだ帝位に就いていたのだ。そのため『尙書』には「位に在ること五十年、巡狩している最中に崩御した。」と記載しているのである。考えるに堯が禪讓したときはすでに年老いて帝業を成すのが困難であり、舜が禪讓したときはまだまだ健康であり憂慮することが無かった。百歳を過ぎても長江や漢水と遠くまで視察しているのを見られるのだから、その丈夫な姿が分かる。つまりは帝業を任せる人がいるからとしても、そのまま隠居をして静けさを好むことや暇乞いをすることをしなかったのである。

## 【原文】

### 3 東西周

武王定鼎於郊廓周公營以爲都是爲王城則河南也周公又營下都以遷殷頑民是爲成周則洛陽也平王東遷定都於王城其時所謂西周者豐鎬也東周者王城也及王子朝之亂敬王徙都成周公羊傳曰王城者何西周也成周者何東周也則是時王城爲西周而成周爲東周矣及考王封其弟揭於王城是爲河南桓公桓公之孫惠公又自封其少子班於鞏號曰東周則此東周又自西周之王城分出而非敬王所都之成周矣分封於鞏者曰東周而河南惠公本在王城則仍西周之號此東周西周皆在河南而周王之都於成周自若也戰國策所謂周王者都於成周之王也所謂東周君西周君者則河南之都於王城及分封於鞏者也東周謂韓王曰西周者故天子之國也曰故天子國明乎是時西周已非天子所都也顯王二年趙與韓分周爲二於是東西各爲列國者卽河南之東西周也而顯王抱空名尙在成周直至赧王始滅則仍是敬王所遷之東周也〔說見呂氏大事記〕故高誘戰國策仍以東周列於首蓋以敬王所遷之東周在此故首篇卽載秦王求九鼎一事明乎鼎雖在西周而王則在東周鼎乃王之鼎西周不得而主之也鮑彪不知敬王以後周王常都東周而改以西周爲首所以致吳師道等之紛紛辨駁也

## 【書中トコ】

### 3 東西の周

武王鼎を郊廓に定め、周公營み以て都と爲す。是れを王城と爲す、則ち河南なり。周公又下都に營み以て殷の頑民を遷す。是れを成周と爲す、則ち洛陽なり。平王東遷し、都を王城に定む。其の時所謂西周なる者は豐鎬なり。東周なる者は王城なり。王子朝の亂に及び、敬王都を成周に徙す。公羊傳に曰く「王城とは何ぞや、西周なり。成周とは何ぞや、東周なり。」と。則ち是の時王城を西周と爲し、成周を東周と爲すなり。考王其の弟揭を王城に封ずるに及び、是を河

南の桓公と爲す。桓公の孫惠公、又自ら其の少子班を鞏に封じ、號して東周と曰ふ。則ち此の東周は又西周の王城より分出し、而して并に敬王都する所の成周に非ざるなり。鞏に分封する者を東周と曰ふ。而して河南の惠公本より王城に在れば、則ち西周の號に仍る。此の東周・西周皆河南に在りて周王の成周に都すること自若たり。戰國策の所謂周王なる者は、成周に都するの王なり。所謂東周君・西周君なる者は、則ち河南の王城に都し、及び鞏に分封する者なり。東周韓王に謂ひて曰く「西周なる者は、故と天子の國なり。」と。故と天子の國と曰へば、明らかなるかな是の時の西周は、已に天子都する所に非ざるなり。顯王二年、趙と韓と周を分ちて二と爲す。是に於て東西各列國と爲す者は、即ち河南の東・西周なり。而るに顯王空名を抱きて尙ほ成周に在り。直だ赧王に至り始めて滅ぶは、則ち仍ほ是れ敬王遷る所の東周なり〔説は呂氏大事記に見ゆ。〕。故に高誘の戰國策仍ほ東周を以て首に列す。蓋し敬王遷る所の東周此に在るを以てなり。故に首篇に即ち秦王九鼎を求むるの一事を載す。明らかなるかな鼎は西周に在りと雖も、王は則ち東周に在り。鼎は乃ち王の鼎、西周得て之を主らざるなり。鮑彪敬王以後の周王常に東周に都するを知らず、而して改めて西周を以て首と爲すは、吳師道等の紛紛たる辨駁を致す所以なり。

### 【語注】

○ 郟鄏―地名。周の舊都。河南省洛陽縣の西。○ 下都―地名。今の洛陽の故城。河南省洛陽縣の東。○ 豐鎬―周の舊都。陝西省長安縣の西北。○ 王子朝の亂―周の敬王は、景王の子である王子朝の亂中に即位したので、子朝を避けて定所が無く狄泉などにいたが、晉の定公が敬王を成周に納れた。『春秋』の昭公二十二・二十三・二十六年の經傳に見える。敬王は周の第二十六代の王。○ 公羊傳―『春秋公羊傳』昭公二十二年に「秋、劉子單子以王猛入于王城。王城者何。西周也。其言入何。篡辭也。」と有り（王猛は敬王の先代）、同二十六年に「冬十月、天王入于成周。成周者何。東周也。

其言入何。不嫌也。」と有る。○考王其の弟……『史記』卷四、周本紀に「考王封其弟于河南、是爲桓公、以續周公之官職。桓公卒、子威公代立。威公卒、子惠公代立。乃封其少子於鞏以奉王、號東周惠公。」と有り、張守節の『史記正義』に「自敬王遷都成周、號東周也。桓公都王城、號西周桓公。」と有り、司馬貞の『史記索隱』に「惠公立。長子曰西周公。又封少子於鞏、乃襲父號曰東周惠公。於是東有東西二周也。按系本、西周桓公名揭、居河南、東周惠公名班、居洛陽。是也。」と有る。○所謂東周君……たとえは『戰國策』卷一「東周欲爲稻」に「東周欲爲稻、西周不下水、東周患之。蘇子謂東周君曰、『臣請使西周下水可乎。』乃往見西周之君曰、『君之謀過矣。今不下水、所以富東周也。今其民皆種麥、無他種矣。君若欲善之、不若一爲下水、以病其所種。下水、東周必復種稻、種稻而復奪之。若是、則東周之民可令一仰西周、而受命於君矣。』西周君曰、『善。』」などと有る。○東周韓王に……『史記』卷四、周本紀第四に「東周與西周戰、韓救西周。或爲東周說韓王曰、『西周故天子之國、多名器重寶。王案兵毋出、可以德東周、而西周之寶必可以盡矣。』」と有る。○説は呂氏大……『大事記』十二卷は宋の呂祖謙撰、他に通釋三卷・解題十二卷を附す。『史記』の表を參考にして、周の敬王三十九から漢の武帝、征和三年までの大事を年月に按じて分類したものという。その卷二に「甲寅周顯王二年、趙與韓分周爲二」と有り、解題卷二に「平王東遷之後所謂西周者豐鎬也。……顯王雖在東周、特建空名於其上耳。」などと有る。○高誘……後漢、涿郡の人。『戰國策注』の著がある。○首篇に即ち……『戰國策』卷一の最初に「東周秦興師臨周而求九鼎」がある。○鮑彪……宋、縉雲しんうんの人。著に『鮑氏戰國策注』がある。○吳師道等の……吳師道は元、蘭谿の人。著に『戰國策校注』が有る。「辨駁」はその卷一卷頭の「西周」に附された文を指し、その内容は呂氏『大事記』を引くなど、多く本節の趙翼の文に類す。

武王が鼎を邲廓に定め、周公は工事をして邲廓を（成王の）都とした。これが（のちに平王が東遷して都にした）王城であり、つまり河南（の地）である。周公はさらに下都に工事をして、そこに殷の人民を移した。これが成周であり、つまり（のちの）洛陽である。平王は東遷し、都を王城に定めた。そのときのいわゆる西周（の都）は豊鎬であった。（それに對して）東周は（都の）王城である。王子朝が亂を起こして、敬王は都を成周に移した。『公羊傳』に「王城とは何か、西周である。成周とは何か、東周である。」と有る。つまりこの時は王城を西周とし、成周を東周としているのである。（さて、以上のこととは別に）考王は弟の揭を王城に封じ、これが河南の桓公である。桓公の孫惠公は、さらに自分で末子の班を鞏に封じた。（これを）東周と呼んだ。つまりこの東周は、また西周の王城より分かれて出てきたもので、どちらも敬王が都した成周ではない。鞏に分封したものを東周と言ひ、河南の惠公はもとと王城にいたので、つまりやはり西周と呼ばれる。この東周・西周はみな河南にあり、周王が成周に都していたのは動かない。『戰國策』で言う周王とは成周に都した王である。また「東周の君・西周の君」と『戰國策』で言うのは、つまり河南で王城に都し、また鞏に分封したものである。東周（のある人）が韓王に「西周とは、もともと天子の國です。」と言つた。「もともと天子の國」と言つてゐるのだから、この時の西周はもう天子が都したところではないことが明かである。顯王の二年に、趙と韓とは周から分かれて二つ（の國）となつた、そこで東西のそれぞれ列國となつたもので、つまり河南の東西周のことである。しかし、顯王は實質のない名前だけの王のまま依然として成周にいた。そのまま赧王に至つて滅亡したのは、敬王が遷した東周である。「この説は呂祖謙の『大事記』に見える」。だから高誘は『戰國策』でやはり東周を最初に列した。おそらく敬王が遷した東周がここにあるということからだろう。だから首篇は秦王が九鼎を求めた一事を載せてゐるのである。鼎は西周にあるとはいつても、王は東周にたことは明らかである。鼎はなんと云つても王

の鼎であるから、西周が手に入れてをそれを扱うわけにはいかない。鮑彪は敬王の以後も周王が常に東周に都したのを知らず、改めて西周を初めにしたのは、呉師道等が多く反論をした理由である。

(村山敬三)

## 〔原文〕

### 4 周秦改正朔不改月次辨

#### 改正朔不改月次之說

蔡九峯註商書惟元祀十有二月乙丑云商周秦皆改正朔而不改月數周建子矣而詩言四月維夏六月徂暑則寅月起數周未嘗改也秦建亥矣而史記始皇三十一年十二月更名臘曰嘉平夫臘必建丑月也秦以亥正則臘爲三月而云十二月者則寅月起數秦亦未嘗改也至三十七年書十月癸丑始皇出遊十一月行至雲夢繼書七月丙寅始皇崩九月葬鄜山先書十月十一月而繼書七月九月者知其以十月爲正朔而寅月起數未嘗改也漢初仍秦正亦書曰元年冬十月則正朔改而月數仍不改也以此知商書惟元祀十有二月乙丑伊尹奉嗣王見厥祖其後復辟亦以十二月朔奉嗣王歸于亳兩大事俱以十二月行禮明是商所改建丑之歲首而云十二月則仍以寅月起數至丑月則十二月耳非以丑月爲正月也蔡傳又於泰誓十有三年春註云此春乃建寅之月非周正建子之月冬不可以爲春寒不可以爲暖也則并謂春夏秋冬四序周時亦同夏正以寅月起也郎瑛七修類稿云史記秦漢紀年皆以十月起漸次及於正月而當閏之歲歸餘于終又皆爲後九月可見秦及漢初但改歲首而未改月次蓋以建亥之月爲正朔而建寅之月仍爲正月也

#### 改正朔即改月次之說

泰誓十有三年春孔安國傳云此周之孟春也孔穎達云所以知周之孟春者案三統歷以殷之十二月武王發師至二月甲子咸劉商王故知彼十二月卽周正建子之月也詩維暮之春鄭康成註亦以爲周之季春周禮大司徒正月之吉始和布教于邦國都鄙註云周正月



朔日也正歲令于教官注云夏正月朔日也是周時以周正月爲正月夏正月爲正歲也雜記正月日至七月日至是節氣仍舊而月已改也孟子七八月之間旱朱子註亦云周七八月夏五六月也明堂位季夏六月以禘禮祀周公於太廟按禘在孟夏四月而言季夏六月是以孟夏爲季夏四月爲六月也呂氏春秋季秋之月爲來歲受朔日高誘註云秦以十月爲正月故於是月受明年歷日是呂氏月令雖從夏正而已見秦以十月爲正月也史記秦本紀每年皆以十月起而敘漢高初爲漢王紀元之始亦即曰漢元年十月次敘十一月項羽破函谷關十二月羽至戲漢書亦曰秦二年十月沛公攻胡陵十一月攻薛十二月雍齒降魏正月張耳等立趙王歇爲趙王而終之以後九月懷王以沛公爲碭郡長又漢書元年冬十月沛公兵至霸上子嬰降下云春正月項羽陽尊懷王爲義帝顏師古註曰凡此諸月號皆太初改歷之後記事者用夏正追改之非實當時本稱也以十月爲歲首則十月卽正月今此正月實當時所謂四月也白虎通引尙書大傳言夏以孟春月爲正殷以季冬月爲正周以仲冬月爲正夏以十三月爲正殷以十二月爲正周以十一月爲正夏以十三月爲正卽名正月不名十二月殷以十二月爲正卽名正月不名十二月周以十一月爲正卽名正月不名十一月洪邁曰十三月者承十二月而言卽正月也蔡邕月令問答云孟夏月令曰蟄蟲始震在正月也後漢書陳寵傳曰天正建子周以爲春熊朋來說曰陽生于子卽爲春陰生于午卽爲秋也

以上二說各有所據然則何所折衷曰當以孔子春秋爲斷春秋所書非時之變異不一而足今姑摘其最易見者證之如隱九年春三月大雨震電左傳云書失時也杜註夏之正月未可雷電故書也桓八年冬十月雨雪十四年春無冰十月乃夏正之八月不應雪而雪春乃夏正之冬應冰而不冰故書也莊七年秋大水無麥苗麥何關於秋正以周之秋乃夏正之五月故將穫之麥及初種之苗俱爲大水所害也定元年冬十月隕霜殺菽菽大豆也周十月爲夏八月故菽在田而遭霜害若夏之十月則菽已久收豈爲霜殺乎其時霜正應時何足爲異乎由此以觀則周改建子爲正朔卽以子月爲正月可知也不惟月數改而春夏秋冬四季之名亦隨月數而改可知也周以既建子爲正月則秦改建亥爲正朔亦卽以亥月爲正月可知也則史記漢書於秦及漢初紀年皆從十月起師古謂遷等以夏正追敘前事者信不謬也太初改歷本史遷及洛下閎建議故既改從夏正之後遂以夏正追敘前事而以秦漢之春正月爲冬十月也

不然則豈有一歲之首即以冬十月起數者乎孔安國亦係漢武時人身經太初改歷見從前承秦舊制以亥月爲正月故知周亦必以子月爲正月而於尙書泰誓注之由此可定蔡傳所謂商周但改正朔而不改月之說究屬臆見然何以小雅四月維夏論語暮春者及呂氏月令之類周秦亦有夏正錯見也曰吾固於前說備論之矣子爲天統丑爲地統寅爲人統古來原有此三正更迭爲用故甘誓已有怠棄三正之語初不自三代始商周雖改建丑建子而三正仍自兼行不特如尙書大傳所云王者存二代之後聽其仍用祖宗舊朔也民間稼穡之事蓋亦聽以夏正從事迨夫習用既久周室衰微不復頒朔遂但知有夏正而并忘本朝之正朔故朝廷雖行周正於上民間自行夏正於下至戰國而列國亦無不用夏正矣此所以夏正周正之錯見於經書也太初改朔之後史遷不特以夏正改敘秦漢事按史記魯襄公二十二年孔子生而公羊傳則以爲襄公二十一年十一月庚子孔子生司馬貞索隱謂公羊用周正而史記則用夏正故以周正之十一月屬之明年其後稱孔子卒七十二歲亦少一年也則史遷敘周事并用夏正追改矣

### 【書キトコ】

#### 4 周秦 正朔を改め月次を改めざるの辨

正朔を改め月次を改めざるの説

蔡九峯 商書の「惟れ元祀十有二月乙丑」に註して云ふ「商・周・秦皆正朔を改め、而るに月數を改めず。周は建子なり。而るに詩に『四月維れ夏、六月 暑きに徂く』と言へば、則ち寅月より數を起し、周 未だ嘗て改めざるなり。秦は建亥なり。而るに史記に『始皇三十一年十二月、更めて臘を名づけて嘉平と曰ふ。』と。夫れ臘は必ず建丑の月なり。秦 亥を以て正とすれば則ち臘を三月と爲す。而るに十二月と云ふ者は、則ち寅月より數を起し、秦も亦た未だ嘗て改めざるなり。三十七年に『十月癸丑、始皇出遊す。十一月、行きて雲夢に至る。』と書し、繼ぎて『七月丙寅、始皇崩す。九月、酈山に葬す。』と書すに至りては、先づ十月十一月を書し、而して繼ぎて七月九月を書せば、其の十月を以て正朔と爲

すも、而るに寅月より數を起すこと未だ嘗て改めざるを知るなり。漢初秦正に仍ひ亦た書して『元年冬十月』と曰へば、則ち正朔改まるも、而るに月數仍ほ改まらざるなり。」と。此を以て知る、商書の「惟れ元祀十有二月乙丑」伊尹嗣王を奉じ厥の祖に見え、其の後復辟するも亦た十二月朔を以てすれば、嗣王を奉じ、毫に歸るの兩大事俱に十二月を以て禮を行ふこと明らかなるを。是れ商の改む所は建丑の歲首なり。而るに「十二月」と云へば、則ち仍ほ寅月より數を起すを以て丑月に至れば則ち十二月なるのみ。丑月を以て正月と爲すに非ざるなり。蔡傳は又、泰誓「十有三年春」に於いて註して云ふ「此の春は乃ち建寅の月。周正建子の月に非ざるなり。冬は以て春と爲す可からず。寒きは以て暖きと爲す可からざるなり。」と。則ち并に春夏秋冬四序を謂ふに、周時も亦た夏正に同じく寅月より起すを以てするなり。郎瑛の七修類稿に云ふ「史記の秦漢の紀年、皆十月を以て起し、漸次正月に及び、而して當に閏すべきの歲は、餘を終に歸し、又皆『後九月』と爲す。」と。見る可し、秦及び漢初但だ歲首を改むのみにして、未だ月次を改めざるを。蓋し建亥の月を以て正朔と爲すも、而れども建寅の月仍ほ正月爲るなり。

正朔を改むれば即ち月次を改むの説

\*泰誓に「十有三年春。」と。孔安國の傳に云ふ「此れ周の孟春なり。」と。孔穎達云ふ「周の孟春と知る所以の者は、三統歴を案するに、殷の十二月武王發師し、二月甲子に至り商王を咸劉す、とあるを以ての故に、彼の十二月は即ち周正建子の月なるを知るなり。」と。詩に「維れ暮春。」と。鄭康成註するに亦た以て周の季春と爲す。周禮大司徒に「正月の吉、始めて和し、教を邦國・都鄙に布す。」と。註に云ふ「周の正月の朔日なり。」と。「正歲、教官に令す。」と。注に云ふ「夏の正月の朔日なり。是れ周時は周の正月を以て正月と爲し、夏の正月を正歲と爲すなり。」と。雜記に「正月日至、七月日至。」と。是れ節氣は舊に仍ひ、而るに月は已に改めらるなり。孟子に「七八月の間旱す。」と。朱子註するに亦た云ふ「周の七八月は夏の五六月なり。」と。明堂位に「季夏六月禘禮を以て周公を太廟に祀る。」と。按

ずるに、禘は孟夏四月に在り。而るに季夏六月と言ふは、是れ孟夏を以て季夏と爲し、四月を六月と爲すなり。呂氏春秋に「季秋の月、來歳の爲めに朔日を受く。」と。高誘註して云ふ「秦は十月を以て正月と爲す。故に是の月に於いて明年の歴史を受く。」と。是れ呂氏の月令は夏正に従ふと雖も、而れども已に秦の十月を以て正月と爲すを見るなり。史記秦本紀、毎年皆十月を以て起し、而して漢高の初めを敘し漢王紀元の始めを爲すに亦た即ち「漢の元年十月」と曰ひ、次いで「十一月、項羽函谷關を破る。十二月、羽戲に至る。」と敘す。漢書も亦た「秦二年十月、沛公胡陵を攻む。十一月、薛を攻む。十二月、雍齒魏を降す。正月、張耳等趙王歇を趙王と爲す。」と曰ひ、而して之を終ふるに「後九月、懷王沛公を以て碭の郡長と爲す。」を以てす。又漢書に「元年冬十月、沛公の兵霸上に至り、子嬰降る。」と。下に云ふ「春正月、項羽懷王を陽り尊びて義帝と爲す。」と。顏師古註して曰く「凡そ此の諸月の號、皆太初改歴の後事を記す者夏正を用ひ追つて之を改む。實の當時の本稱に非るなり。十月を以て歲首と爲さば、則ち十月は即ち正月なり。今此の正月は實は當時の所謂四月なり。」と。白虎通尙書大傳を引きて言ふ「夏は孟春の月を以て正と爲し、殷は季冬の月を以て正と爲し、周は仲冬の月を以て正と爲し、夏は十三月を以て正と爲し、殷は十二月を以て正と爲し、周は十一月を以て正と爲す。」と。夏は十三月を以て正と爲せば、即ち正月と名づけ、十三月と名づけず。殷は十二月を以て正と爲せば、即ち正月と名づけ、十二月と名づけず。周は十一月を以て正と爲せば、即ち正月と名つけて十一月と名づけず。洪邁曰く「十三月なる者は、十二月を承け而して言へば、即ち正月なり。」と。蔡邕の月令問答に云ふ「孟夏の月令に、蟄蟲始めて震ふと曰ふは、正月に在るなり。」と。後漢書陳寵傳に曰く「天は建子を正とし、周は以て春と爲す。」と。熊朋來の説に曰く「陽は子に生ずれば即ち春と爲す。陰は午に生ずれば即ち秋と爲すなり。」と。

以上二説、各々據る所有り。然らば則ち何くか折衷する所ぞ。曰く、當に孔子の春秋を以て斷を爲すべし。春秋に書す所の時に非ざるの變異一ならずして足る。今、姑く其の最も見易き者を摘みて之を證せん。かくの如し。「隱<sup>\*</sup>九年

春三月、大いに雨ふり、震電あり。」と。左傳に云ふ「時を失するを書すなり。」と。杜註に「夏の正月、未だ雷電ある可からず。故に書すなり。」と。「桓<sup>\*</sup>八年冬十月、雪雨る。」「十四年春、冰無し。」と。十月は乃ち夏正の八月なれば、應に雪ふるべからずして雪ふる。春は乃ち夏正の冬なれば、應に冰るべくして冰らず。故に書すなり。「莊<sup>\*</sup>七年秋、大水あり、麥・苗無し。」と。麥何ぞ秋に關らん。正に周の秋は乃ち夏正の五月なるを以ての故に、將に穫らんとするの麥及び初めて種うるの苗、俱に大水の害する所と爲るなり。「定<sup>\*</sup>元年冬十月、霜隕り、菽を殺す。」と。菽は大豆なり。周の十月を夏の八月と爲す。故に菽田に在りて霜害に遭ふ。若し夏の十月ならば、則ち菽已に久しく收められ、豈に霜の爲めに殺されんや。且つ其の時の霜、正に時に應すれば、何ぞ異と爲すに足らんや、と。此に由り以て觀れば、則ち周は建子に改め正朔と爲せば、即ち子月を以て正月と爲すこと知る可きなり。惟だに月數改まるのみならず、而して春夏秋冬四季の名も亦た月數に隨ひて改まること知る可きなり。周既に建子を以て正月と爲せば、則ち秦も建亥に改め正朔と爲し、亦た即ち亥月を以て正月と爲すこと知る可きなり。則ち史記漢書は秦及び漢初の紀年に於いて皆十月より起し、師古の遷等夏正を以て前事を追敘すと謂ふ者は、信に謬らざるなり。太初改歴は本より史遷及び洛下閎議を建つ。故に既に改めて夏正に従ふの後、遂に夏正を以て前事を追敘し、而ち秦漢の春正月を以て冬十月と爲すなり。然らざれば則ち豈に一歳の首め即ち冬十月より數を起こすを以てする者有らんや。孔安國も亦た漢武の時に係るの人。身太初改歴を經、從前に秦の舊制を承け亥月を以て正月と爲すを見る。故に周も亦た必ず子月を以て正月と爲すを知り、而して尙書泰誓に於いて之を注す。此れ由り蔡傳の所謂商周但だ正朔を改め而るに月を改めざるの説究めて臆見に屬せしを定む可し。然らば何を以て小雅に「四月維れ夏。」とし、論語に「暮春」とする者及び呂氏月令の類、周秦も亦た夏正有ること錯見せるや。曰く、吾れ前説より固く之を備論す。子を天統と爲し、丑を地統と爲し、寅を人統と爲す。古來原より此の三正有り、更迭して用を爲す。故に甘誓に已に「三正を怠棄す」の

語有り。初めは三代より始まらず、商周建丑建子に改むと雖も、而れども三正仍ほ自ら兼ね行ひ、特とせず。尙書大傳に云ふ所の「王者二代の後を存し、其の仍ほ祖宗の舊朔を用ふるを聽す。」の如きなり。民間稼穡の事、蓋し亦た夏正を以て事に従ふを聽す。夫の習用すること既に久しく、周室衰微し、復た朔を頒せざるに迫り、遂に但だ夏正有るを知るのみにして、並びに本朝の正朔を忘る。故に朝廷周正を上に行ふと雖も、民間自ら夏正を下に行ふ。戰國に至れば而ち列國も亦た夏正を用ひざる無きなり。此れ夏正周正の經書に錯見せし所以なり。太初改朔の後、史遷特だに夏正を以て秦漢の事を改め敘するのみならず、按ずるに、史記に「魯襄公二十二年、孔子生る。」と。而るに公羊傳は則ち以て「襄公二十一年十一月庚子、孔子生る。」と爲す。司馬貞の索隱に謂ふ「公羊は周正を用ひ、而して史記は則ち夏正を用ふ。故に周正の十一月を以て之を明年に屬す。其の後『孔子卒す。七十二歳。』と稱するも亦た一年少きなり。」と。しからば則ち史遷周事を敘すも并に夏正を用ひ追改するなり。

### 【語注】

○蔡九峯商書……蔡沈『書集傳』卷三、伊訓に「十二月者、商以建丑爲正。故以十二月爲正也。……三代雖正朔不同、然皆以寅月起數。蓋朝覲會同・頒曆授時、則以正朔行事。至於紀月之數、則皆以寅爲首也。……或曰、孔氏言湯崩踰月太甲卽位、則十二月者湯崩之年、建子之月也。豈改正朔而不改月數乎。曰此孔氏惑於序書之文也。太甲繼仲壬之後、服仲壬之喪。而孔氏曰湯崩奠殯而告。固已誤矣。至於改正朔而不改月數、則於經史尤可考。周建子矣、而詩言四月維夏、六月徂暑。則寅月起數、周末嘗改也。秦建亥矣、而史記始皇三十一年十二月、更名臘曰嘉平。夫臘必建丑月也。秦以亥正則臘爲三月、云十二月者、則寅月起數、秦未嘗改也。至三十七年、書十月癸丑始皇出遊、十一月行至雲夢。繼書七月丙寅始皇崩、九月葬鄜山。先書十月十一月而繼書七月九月者、知其以十月爲正朔而寅月起數未嘗改也。且秦史制書謂改

年始朝賀皆自十月朔。夫秦繼周者也。若改月數則周之十月爲建西月矣。安在其爲建亥乎。漢初史氏所書舊例也。漢仍秦正亦書曰元年冬十月、則正朔改而月數不改亦已明矣。且經曰、元祀十有二月乙丑、則以十二月爲正朔。而改元何疑乎。惟其以正朔行事也。故後乎此者、復正厥辟亦以十二月朔奉嗣王歸于亳。蓋禘告復政皆重事也、故皆以正朔行之。孔氏不得其說而意湯崩踰月太甲卽位奠殯而告、是以崩年改元矣。」と有る。○蔡傳又泰誓：「『書集傳』卷四、泰誓上に「春者孟春建寅之月也。……又按漢孔氏以春爲建子之月。蓋謂三代改正朔必改月數、改月數必以其正爲四時之首。序言一月戊午、旣以一月爲建子之月。而經又係之以春。故遂以建子之月爲春。夫改正朔不改月數、於太甲辨之詳矣。而四時改易尤爲無義。冬不可以爲春、寒不可以爲暖、固不待辨而明也。或曰、鄭氏箋詩維暮之春亦言周之季春、於夏爲孟夏。曰此漢儒承襲之誤耳。」云々と有る。○七修類稿に：「『七修續稿』卷一天地類、秦漢用夏正に「史記年表、秦不置閏。而爲後九月、蓋以十月爲正朔。故於當閏之歲、率歸餘於終、而爲後九月耳。漢襲之不改。自高帝至文帝、皆書後九月。則是秦・漢皆以建亥之月爲正朔、而自以建寅之月爲正月也。若以建亥之月爲正月、則前何爲遽接後九月哉。況紀年皆自十月而起、而後漸次以至於正月。是十月非正月也明矣。」と有る。○泰誓に十有：「『尙書』泰誓上の文。なお『漢書』卷二十一下曆志第一下世經に「武王。書經牧誓武王伐商紂。……三統、上元至伐紂之歲、十四萬二千一百九歲、歲在鶉火張十三度。……師初發、以殷十一月戊子、日在析木箕七度。故傳曰「日在析木。」是夕也、月在房五度、房爲天駟。故傳曰「月在天駟。」後三日得周正月辛卯朔……明日壬辰、晨星始見。癸巳武王始發、丙午還師、戊午度于孟津。孟津去周九百里、師行三十里。故三十一日而度。明日己未冬至、晨星與婺女伏、歷建星及牽牛、至於婺女天龍之首。故傳曰「星在天龍。」周書武成篇「惟一月壬辰、旁死霸、若翌日癸巳、武王乃朝步自周、于征伐紂。」序曰「一月戊午、師度于孟津。」至庚申、二月朔日也。四日癸亥、至牧壆、夜陳。甲子、昧爽而合矣。故外傳曰「王以二月癸亥夜陳。」武成篇曰「粵若來三月、旣死霸、粵五日甲子、咸劉商王紂。」是歲也、閏數餘十八、正大寒中、在周二月己丑晦。」と有り、武成

の孔疏に「漢書律曆志引武成篇云、惟一月壬辰、旁死魄、若翼日癸巳、武王乃朝步自周、于征伐紂。越若來二月、既死魄、越五日甲子、咸劉商王紂。」と有る。○詩に維れ暮……『毛詩』周頌臣工之什、臣工に「嗟嗟保介、維莫之春」と有り、鄭箋に「莫、晩也。周之季春、於夏爲孟春。諸侯朝周之春。」と有る。○周禮大司徒……賈疏に「言正月朔日者、周禮凡言正歲者則夏之建寅正月、直言正月者則周之建子正月也。吉者月朔也。……周禮上下凡言正歲者、皆是夏之正月。又知是朔日者、以其正月之吉是朔日。此雖不言之吉、亦是朔日爲始可知也。」と有る。○雜記に正月……『禮記』雜記下に「孟獻子曰、正月日至可以有事於上帝、七月日至可以有事於祖。七月而禘獻子爲之也。」と有り、鄭注に「記魯失禮所由也。……明堂位曰、季夏六月以禘禮祀周公於太廟。」と有り、孔疏に「正月、周正月、建子之月也。日至、冬至日也。……獻子言十一月建子冬、既祭上帝、故建午夏至亦可禘祖、以兩月日至相對、故欲祭祖廟與天相對也。……魯之祭祀宗廟亦猶用夏家之法、凡大祭宜用首時、應禘於孟月、孟月於夏家是四月、於周爲六月。故明堂位云、季夏六月以禘禮祀周公於太廟。是夏之孟月也。」と有る。○孟子に七八……梁惠王上の孟子見梁襄王の條に「王知夫苗乎、七八月之間旱則苗槁矣。」と有り、朱熹の注は集註に見える。なお、趙注にも「周七八月、夏之五六月也。」と有り、孫疏に「周之時、蓋以子之月爲正、夏之時建寅之月爲正、是知周之七八月卽夏之五六月也。」と有る。○明堂位に季……明堂位はこの上文に「魯君孟春、乘大路、載弧韜、旂十有二旒日月之章、祀帝于郊、配以后稷、天子之禮也。」と有り、鄭注に「孟春建子之月、魯之始郊日以至。」と有り、孔疏に「知孟春是建子之月者、以下云季夏六月以禘禮祀周公。若是夏之季夏、非禘祭之月。卽是周之季夏明、此孟春亦周之孟春。又雜記、孟獻子曰正月日至可以有事於上帝、故知此孟春是建子之月也。云魯之始郊日以至者、郊特性云、周之始郊日以至、鄭既破周爲魯、故云魯郊日以至。」と有る。○呂氏春秋に……卷九季秋紀に「是月也、大饗帝、嘗犧牲、告備于天子。合諸侯。制百縣。爲來歲受朔日。」と有り、高注に「來歲、明年也。秦以十月爲正、故於是月受明年曆日也。由此言之、月令爲秦制也。」と有る。○史記秦本紀……『史記』卷五秦



本紀・卷六秦始皇本紀はそもそも月を記すことが稀だが、黒龍を獲たとする文公（封禪書）以後に在っても繆公十五年に「九月壬戌、與晉惠公夷吾合戰於韓地。……生得晉君。……十一月、歸晉君夷吾。」と有り、必ずしも十月歳首を用いない。但し、その後の昭襄王の四十二年に「十月、宣太后薨、葬芷陽鄠山。九月、穰侯出之陶。」と、同四十八年に「十月、韓獻垣雍。……正月、兵罷、復守上黨。」と有り、十月歳首を用いているようにも見える。しかし、始皇本紀も四年に「三月、軍罷。……十月庚寅、蝗蟲從東方來、蔽天。」と有り、十三年に「正月、彗星見東方。十月、桓齮攻趙。」と有つて十月歳首を用いず、二十六年に初めて天下を并せ「改年始、朝賀皆自十月朔。」と定めた後も、三十一年に「十二月、更名臘曰嘉平。」と有る他は、三十七年に「十月癸丑、始皇出游。……十一月、行至雲夢、望祀虞舜於九疑山。……七月丙寅、始皇崩於沙丘平臺。……九月、葬始皇鄠山。」と有るのが唯一十月歳首の明文となる（他に二世元年に「四月、二世還至咸陽。……七月、戍卒陳勝等反故荆地。」と、三年に「八月己亥、趙高欲爲亂。」と有る）。そのため、『史記』の秦本紀に「十月を以て起し」ているのは、昭襄王の四十二・四十八年と始皇の三十七年の三年のみであり、「毎年皆」とは言い難い。なお、月を記すことが稀で十月歳首を判断し得ないのは、續く項羽本紀も同じく、高祖本紀も漢の元年以前は同様。趙翼が繼いで『漢書』を引くのはそのためであろう。○漢書も亦た―――至て『漢書』卷一上高帝紀第一上の文。顔師古は自注の前に「如淳曰、以十月爲歳首、而正月更爲三時之月。服虔曰、漢正月也。」と引く。又趙翼の引く「今此正月實當時所謂四月也」を「今此真正月當時謂之四月耳。」に作る。○白虎通尙書―――以下「洪邁曰」云々に至るまで、顧炎武の『日知錄』卷四、改月に「三代改月之證、見于白虎通所引尙書大傳之言甚明。」云々と見える。なお、洪邁の言は『容齋隨筆』續筆卷十六、三易之名に「所謂十三月者、承十二月而言、即正月耳。後漢陳寵論之甚詳、本出尙書大傳。」と見える。○蔡邕の月令―――月令問答は『蔡中郎文集』卷十に見えるが、當該箇所は他に『日知錄』卷三十、雨水にも引かれて見え、ともに趙翼の引く「孟夏」を「孟春」に作る。○陳寵傳―――卷四十六、列傳第三十六。

次注も参照。○熊朋來の説……熊朋來は元人。『元史』卷一百九十、列傳第七十七、儒學傳二に傳有り、「有家集三十卷。其大者明乎禮樂之事、關於世教。其餘若天文・地理・方技・名物・度數、靡不精究。」と稱せらる。その説は『五經說』卷三、春秋、春秋時月皆周正に見える他に『日知錄』卷四、春秋時月并書に「建子之月而書春、此周人謂之春矣。後漢書陳寵傳曰、天正建子、周以爲春。元熊朋來五經說曰、陽生于子即爲春、陰生于午即爲秋。此之謂天統。」と見える。○隱九年春三……一經に「三月癸酉、大雨震電。庚辰大雨雪。」と有り、杜注に「三月今正月。」と有り、左氏傳に「春王三月癸酉、大雨霖以震。書始也。」と有り、杜注に「書癸酉始雨日。」と有り、又傳に「庚辰、大雨雪亦如之。書時失也。」と有り、杜注に「夏之正月、微陽始出、未可震電既震電。又不當大雨雪。故皆爲時失。」と有り。○桓八年冬十……杜注に「無傳。今八月也。書時失。」と有り。○十四年春冰……杜注に「無傳。書時失。」と有り。○莊七年秋大……杜注に「無傳。今五月、周之秋。平地出水漂殺熟麥及五稼之苗。」と有り、孔疏に「直言無麥苗、似是麥之苗。而知麥苗別者、公羊傳曰、曷爲先言無麥而後言無苗、待無麥然後書無苗。如彼傳文知麥苗別也。且此秋今之五月、麥已熟矣、不得方云麥之無苗。故知熟麥及五稼之苗皆爲水漂殺也。種之曰稼、斂之曰穡。月令、五時食穀黍稷麻麥豆、周禮謂之五穀。故云五稼之苗。何休云、禾初生曰苗、秀曰禾。」と有り。○定元年冬十……杜注に「無傳。周十月、今八月。隕霜殺菽、非常之災。」と有り、孔疏に「月令、九月霜始降。八月未應霜殺菽。菽者大豆之苗、又是耐霜之穀。今以八月隕霜、霜能殺菽。是非常之災、故書之。僖三十三年、隕霜不殺草。此云殺菽、彼言不殺草者、穀梁傳曰、未可以殺而殺舉重、可殺而不殺舉輕、其曰菽舉重也。」と有り。○論語に暮春……『論語』先進第十一に見える曾皙の語。○甘誓に已に……『尚書』甘誓の「怠棄三正」を、孔傳は「怠惰棄廢天地人之正道、言亂常。」と、孔疏も「怠惰棄廢三才之正道。」と解しており、所謂三正とは理解していないが、蔡傳は「三正、子丑寅之正也。夏正建寅。怠棄者、不用正朔也。」と解している。○尚書大傳に……『尚書』微子之命の孔疏に「書傳云、王者存二王之後、與己爲三、所以通三統、立三正。周人以日至

爲正、殷人以日至後三十日爲正、夏人以日至後六十日爲正。天有三統、土有三王、三王者所以統天下也。禮運云、杞之郊也禹也、宋之郊也契也。是二王後爲郊、祭天以其祖配之。鄭云、所存二王後者、命使郊天以天子禮、祭其始祖受命之王、自行其正朔服色。此謂通天、三統是立二王後之義也。」と有り、『尙書大傳』ではなく鄭玄の説。なお、この鄭玄の説は禮運の注ではなく、『毛詩』周頌の臣工之什振鷺及び『禮記』郊特牲の孔疏はともに同説を『駁五經異義』より引く。○史記に魯襄……『史記』卷十四、十二諸侯年表第二及び同卷四十七、孔子世家第十七に見える。後者に於いて司馬貞『史記索隱』に「公羊傳、襄公二十一年十有一月庚子孔子生。今以爲、二十二年蓋以周正十一月屬明年、故誤也。後序孔子卒、云七十二歲、每少一歲也。」と有る。なお明の何孟春の『餘冬序錄』外篇卷二十六則涂に「公・穀傳於襄公二十一年十一月、紀孔子生。而史記以爲二十二年。按孔子之卒、左傳及史記皆在哀公十六年之四月。從公・穀則孔子壽七十三、從史則短一年。家語終記解謂孔子終時年七十二矣。諸家未有要其年數者、司馬遷蓋卽左氏書卒之年。而推之、謂生襄二十二年而合於家語所記爲年七十二。而後之作譜系・作年表及編年・紀年・事實者、又以己酉爲定何也。索隱云、史記以周正十一月屬明年、故誤也。似爲善解。然春秋正月乃周正月也。三氏之傳豈用寅建哉。遷書亦必所不容易者、當再考。」と有る。

### 【現代語譯】

正朔を改めるが月の順序を改めない説

蔡沈は、商書（伊訓）の「惟れ元祀十有二月乙丑」に註を附して「商・周・秦は、いずれも正朔を改めたが、それなのに月を數える順序を改めなかった。周（が用いる正朔）は建子（の月）である。しかし、『詩』（の小旻之什、四月）に『四月維れ夏、六月暑きに徂く』と言って（建子の月から數えれば四月は建卯の月、つまり仲春の月であるはずなのに、

四月を夏だと言って）いれば、つまり建寅の月から敷え始めて（四番目の建巳の月、つまり孟夏の月を夏だと言って）いて、周は（月を敷える順序を）改めていなかったのである。秦（が用いる正朔）は建亥（の月）である。それなのに、『史記』には『始皇帝の三十一年十二月、臘月を改名して嘉平と言う。』と有る。そもそも臘月というのは、必ず建丑の月である。秦が建亥の正朔を用いるのであれば、臘月（である建丑の月）は（建亥から敷えて三月目なので）三月である。それを十二月と言っているのは、つまり建寅の月から敷え始めているのであり、秦もまた（月を敷える順序を）改めていなかったのである。（また『史記』に）『（始皇帝の）三十七年十月癸丑の日、始皇帝は出遊した。十一月、雲夢に至った。』と記し、それに次いで『七月丙寅の日、始皇帝が崩御した。九月、（始皇帝を）酈山に埋葬した。』と記すに至っては、先に十月十一月（の事）を記し、そして續けて七月九月（の事）を記しているのだから、秦は十月を正朔としながらも、寅月から（月を）敷え始めることを、改めていなかったことが分かる。前漢の初期には、秦の正朔を踏襲して、また『元年冬十月』と言っているのも、つまり（漢代に入っても）正朔は改まっても、月を敷える順序はまだ改まっていなかった。』と言っている。こうしたことから、商書（伊訓）では「惟れ元祀十有二月乙丑」に伊尹は嗣王太甲を奉じて、その祖王である亡き湯王に見えたが、その後（太甲）が復辟するときも、また十二月朔に執り行われていたのであるから、嗣王を奉じて湯王の靈前に見えることと、一度放逐された太甲が毫に歸還することという二つの大事が、どちらの儀式も十二月に舉行されていることが明かであることが分かるのである。商王朝が（先の夏の建寅より）改めたのは建丑の月を歳首とすることである。それなのに（この大事な儀式を執り行った月を）「十二月」と言っているのは、つまりまだ（夏正と同じく）建寅の月から敷えて建丑の月までくれば十二月だというだけである。建丑の月を正月として（月を敷えて）いるのではない。蔡沈の傳はまた、泰誓の「十有三年春」に註して「この春は、つまり建寅の月である。周正の建子の月ではない。冬を春とすることはできず、寒いのを暖かいとすることはできない。」と言っ

ている。つまり、ともに春夏秋冬の四序を言うに際しては、周の時代もまた夏正と同じように、建寅の月から数え始めるのである。郎瑛の『七修類稿』に「史記の秦漢の紀年は、どれも十月から書かれており、徐々に正月に及び、そして閏月を置くべき歳は、その餘分の日数を最後に置いて、又どれも『後九月』としている。」と言っている。秦と漢初には、ただ歳首を（建亥の月である十月に）改めただけであり、まだ月の順序（の數え方）を改めてなかったことが、見て取れる。思うに、建亥の月である十月を正朔としても、建寅の月がそのまま正月であったのである。

#### 正朔を改めれば月の順序を改める説

（『尙書』 泰誓に「十有三年春」と有る。孔安國の傳に「これは周の孟春（の月、つまり、建子の月、周の正月、夏の十一月、殷の十二月）である。」と言っており、孔穎達は「周の孟春と分かる理由は、三統曆を調べてみると、殷の十二月に、武王發は軍を出し、二月甲子に至って商王紂を殺した、と有るので、（泰誓で「大會于孟津」と續く「春」と同じ時期を指す、三統曆で武王が軍隊を出立させた）殷の十二月が、つまり周正の建子の月であることが分（り、この月を「春」と稱するのは、周正の建子の月の正月から四季が春夏秋冬と巡るので、この月を孟春とすることが分（か）るのである。」と言っている。『詩』に「維れ暮春。」と有る。鄭康成は註を附すのに、これもまた「周の季春（であり夏正の季春ではない）」としている。『周禮』大司徒に「正月の吉に、初めて和して、政教を邦國と都鄙に布く」と有る。その註に「周の正月の朔日のことである。」と有る。（また『周禮』大司徒に）「正歳、教官に令す。」と有る。注に「夏の正月の朔日である。周の時代には、周の正月を正月とし、夏の正月を正歳とした。」と言っている。（『禮記』雜記に「正月の冬至に……七月の夏至に……」と有る。これは、節氣（の次序）はそれ以前の夏正に従いながらも、月（を數える順序）は、もう改められているのである。『孟子』に「七八月の間に旱魃があった。」と有る。朱子は註を附してまた「周の七八月は夏の五六月である。」と言っている。（『禮記』明堂位に「季夏六月 禘禮によって周公を太廟

で祀る。」と有る。考えてみると、禘は孟夏四月に行うものである。それを季夏六月と言っているのは、孟夏を季夏とし、四月を六月としているのである。『呂氏春秋』に「季秋の月、來歲のために朔日を授けられる。」と有る。高誘は註を附して「秦は十月を正月とした。そのため、この月に明年の暦日を授けられるのである。」と言っている。これは、呂氏の月令は夏正に従ってはいないが、しかし、秦が十月を正月としたことが分かるのである。『史記』秦本紀は、毎年どれも十月から書き始め、そして漢の高祖の初年を記して漢王紀元の始めとするのにも「漢の元年十月」と言い、次いで「十一月、項羽が函谷關を破った。十二月、項羽が戲に至った。」と記している。『漢書』もまた「秦の（二世皇帝）二年十月、沛公は胡陵を攻めた。十一月、薛を攻めた。十二月、雍齒が魏を降伏させた。正月、張耳等が趙王歇を趙王とした。」と言い、そしてその歳を終えるのに「後九月、懷王は沛公を碭の郡長とした。」と記している。又『漢書』に「元年冬十月、沛公の兵が霸上まで來ると、子嬰は降伏した。」と有り、その下に「春正月、項羽は懷王を僞り尊んで義帝とした。」と言っており、顔師古が註を附して「すべてこの諸月の號は、どれも太初改歴の後に、事を記す者が夏正を用いて後から改めたものである。本當の當時の呼び方ではない。十月を歲首とするのだから、十月は正月である。今、ここに記された正月は、實は當時に言う四月である。」と言っている。『白虎通』は「夏は孟春の月を正とし、殷は季冬の月を正とし、周は仲冬の月を正とし、夏は十三月を正とし、殷は十二月を正とし、周は十一月を正とする。」と『尙書大傳』を引いて言っている。夏は十三月を正とするのであれば、つまり正月と名づけて、十三月とは名づけていない。殷は十二月を正とするのであれば、つまり正月と名づけて、十二月とは名づけていない。周は十一月を正とするのであれば、つまり正月と名づけて、十一月と名づけていないのである。洪邁は『容齋隨筆』に「十三月というのは、十二月を承けて言うのであるから、つまり正月である。」と言っている。蔡邕の月令問答に「孟夏（春の誤り）の月令に、蟄蟲が始めて震えると言うのは、正月に起こるのである。」と言っている。『後漢書』陳寵傳に「天統は建子を正とし、周はこれを

春とした。」と言っている。熊朋來の説では「陽が子に生れるのだから春とする。陰が午に生れるのだから秋とするのである。」と言っている。

以上二説、各々依據する所が有る。それならば、どのように折衷すればよいのか。さても孔子の『春秋』によって判断すべきである。『春秋』に書かれている時節に合わない變異は幾らでもある。今とりあえず、その最も見易いものを採摘し、これを證明しよう。以下の如し。〔『春秋』に〕「隱公九年春三月、大いに雨が降り、電があった。」（と有るが）〔『左傳』に〕「時節をあやまったことを記すのである。」と言っており、杜註に「夏の正月であり、まだ雷電はあつてはならない。そのため記すのである。」と有る。〔『春秋』に〕「桓公八年冬十月、雪が降った。」「十四年春、氷がない。」（と有るが）、十月は、つまり夏正の八月であるから、雪が降るべきではないのに、降ったのである。春は、つまり夏正の冬であるから、凍るべきなのに、凍らなかつたのである。そのために記したのである。〔『春秋』に〕「莊公七年秋、大水があり、麥と苗がなくなつた。」（と有るが）、麥がどうして秋に關するのだろうか。まさに周の秋が夏正の五月であることから、これから刈り取るうとした麥と、これから植える苗が、一緒に大水の害にあつたのである。〔『春秋』に〕「定公元年冬十月、霜がふり、菽を殺した。」（と有る）。菽は大豆である。周の十月を夏の八月とする。そのために菽は畑に在つて霜の害にあつたのだ。もし、これが夏の十月であれば、菽は大分前に收穫されており、どうして霜によつて殺されようか。なおかつその時の霜が、まさに時節に對應していれば、どうして異とすることができようか。これらのことから見てみると、つまり周は建子に改めて正朔としたのだから、建子の月を正月としたことが分かるのである。たんに月の序數を改めただけではなく、さらに春夏秋冬の四季の名もまた月數に隨つて改めていることが分かるのである。周が、既に建子の月を正月とすることから、秦も、建亥に改めて正朔としたのだから、また建亥の月を正月としたことが分かるのである。つまり、『史記』『漢書』は秦と漢初の紀年を記す際に、ど

れも十月より記し、顔師古が「司馬遷等は、夏正を用いて前事を追叙したのだ。」と言っているのは、まったく誤りのないことである。太初改曆は、そもそも司馬遷と洛下閎が建議したものである。そのため、既に改曆して夏正に従つてから、そのまま夏正によつて前事を追叙し、そして、秦漢の春正月を冬十月としたのである。そうでなければ、いったい何だと言つて一年の最初を冬十月から数え始めることが有り得ようか。孔安國もまた漢の武帝の時の人である。その身は太初改曆を経験し、それ以前に秦の舊制を繼承し、建亥の月を正月とするのを見ているのである。そのため、周もまた當然建子の月を正月としていたことが分かり、そして『尙書』泰誓にあのように注したのである。こうしたことから、蔡傳の所謂、商周はただ正朔を改め、月の数え方を改めなかつたとする説が、究めて憶測に過ぎないことを見定めることができるのだ。それならばどうして小雅に「四月維れ夏。」と有り、『論語』に「暮春」と有るものや、呂氏月令の類等の周秦の文獻にも、また夏正が混ざつて見えるのだろうか。さても私は舊來の説よりも堅固にこのことをつぶさに論じよう。子を天統とし、丑を地統とし、寅を人統とする。古來よりこの三正が有り、代わる代わる用いられていた。そのため、『尙書』の「甘誓に既に「三正を怠棄す」の語が有るのであって、そもそも（三正は）三代から始まつておらず（それ以前から始まつており）、商周が建丑建子に改めたものの、三正がまだ自然と兼用されているのは、特殊なことではなかつたのである。『尙書大傳』に「王者は二代の後裔を存續させ、それらが祖宗の舊朔を用いることを許した。」と言っているようなものである。民間の農作業には、おそらくまた夏正を用いて従事することを許したのである。その習慣的に使用することが長く、周室が衰えて正朔を行き渡らせなくなると、そのままただ夏正が有ることを知るだけになつて、みな周朝の正朔を忘れてしまったのである。そのために、朝廷が周正を行つていても、民間では勝手に夏正が行われた。戦國時代になれば、列國もまた皆夏正を用いた。これが、夏正周正が經書に混じり見えた理由である。太初改曆の後、司馬遷はただ夏正を用いて秦漢の事を改め記したというだけではない。



考えてみるに、『史記』に「魯の襄公二十二年、孔子が生れた。」と有る。しかし、『公羊傳』は「襄公二十一年十一月庚子、孔子が生れた。」としている。司馬貞の『索隱』に『公羊』は周正を用いており、『史記』は夏正を用いている。そのため周正の十一月を明年としたのである。その後には『孔子卒す。七十二歳。』と言うのも、また一年若い。」と言っている。それならば司馬遷は、周時代の事を記すにも、同じく夏正を用い、後から改めているのである。

(田中良明)

## 〔原文〕

### 5 郡縣

田汝成謂郡縣不始於秦而引左傳晉分祁氏之田爲七縣羊舌氏之田爲三縣事在周敬王八年以爲秦未置郡縣以前之明證此蓋據秦孝公用商鞅變法集小鄉邑聚爲縣及秦并天下置三十六郡以爲秦置郡縣之始故在敬王後也不知四句爲縣四縣爲都及五鄙爲縣之制見於周禮則置縣本自周始蓋係王畿千里內之制而未及於侯國若侯國之置縣則實自秦始而非列國先有此制也史記秦武公十年伐邽冀戎初縣之十一年初縣杜鄭「蓋因周制王畿內有縣故衍之每得一地卽置縣以爲畿內也」按秦武公十年乃周莊王九年魯莊公六年其事在敬王前一百七十八年則列國之置縣莫先於此安得以百七十餘年以後晉人置縣之事以爲先於秦耶惟國語管仲對齊桓有十鄉爲縣之說齊桓與秦武同時則齊與秦之置縣未知孰先孰後然考之管子書但有軌里連鄉邑率之類無所謂縣者則國語所云十鄉爲縣之說或後人追記之訛而齊桓時尙無縣制「管子山國篇有某縣之田若干之語」則置縣之自秦武始更不待辯也國語晉惠公許賂秦穆公以河外列城五曰君實有郡縣其時列國俱未有此名而秦先有之尤爲明證自後列國之有縣蓋皆因秦制而仿之秦楚相近故楚之設縣亦最早莊王伐鄭鄭伯肉袒牽羊以逆有夷于九縣之語「註謂魯莊十四年楚滅息十六年滅鄧之類」又莊王滅陳殺夏徵舒因縣陳則秦武公置縣後不久楚亦設縣也秦晉相近故晉之設縣亦較先如分祁氏羊舌氏之田爲縣是也

然皆在秦武公後則不得謂設縣不自秦始皇也惟設郡之始秦不經見惠文君十三年秦取漢中地始置漢中郡而惠文十年魏已納上郡是魏有郡在前秦有郡在後故吳師道謂或者山東諸侯先變古制而秦效之然據晉惠公所云君自有郡縣之語在魯僖九年則有郡亦莫先於秦不得謂設郡不自秦始皇也惟古時縣大而郡小戰國以後則郡大而縣小左傳趙鞅與鄭戰誓于衆曰克敵者上大夫受縣下大夫受郡註引周書作雒篇曰千里百縣縣有郡此縣大于郡之證也「據此則郡亦周制」國策甘茂曰宜陽大縣名爲縣其實郡也尉繚曰秦之強諸侯譬如郡縣之君史記魏納上郡十五縣此郡大於縣之證也呂氏大事記亦云春秋時郡屬於縣戰國時縣屬於郡此又郡縣大小不同之源流也

## 【書キトク】

### 5 郡縣

田汝成「郡縣は秦に始まらず。」と謂ひて、左傳の晉 祁氏の田を分かち七縣と爲し、羊舌氏の田を三縣と爲すを引く。事は周の敬王八年に在れば、以爲らく秦未だ郡縣を置かざる以前の明證なり、と。此れ蓋し秦の孝公、商鞅の變法を用ひ小郷邑聚を集め縣と爲し、秦の天下を并すに及び三十六郡を置くに據り、以て秦の郡縣を置くの始まりは故より敬王の後に在りと爲すならん。知らず、四甸を縣と爲し、四縣を都と爲し、及び五鄙を縣と爲すの制、周禮に見ゆれば、則ち縣を置くこと本より周より始まるを。蓋し王畿千里内の制に係り、而して未だ侯國に及ばず。侯國の縣を置くが若きは、則ち實に秦より始まりて、列國の先に此の制有るに非ざるなり。史記に「秦の武公十年、邾・莒戎を伐ち、初めて之を縣とす。十一年、初めて杜・鄭を縣とす。」と。「蓋し周制の王畿内に縣有るに因り、故に之に彷彿して、一地を得る毎に即ち縣を置き以て畿内と爲すなり。」按ずるに、秦の武公十年は、乃ち周の莊王九年、魯の莊六年にして、其の事は敬王の前一百七十八年に在れば、則ち列國の縣を置くこと此れより先んずるは莫し。安んぞ百七十餘年以後の晉人縣

を置くの事を以て、以て秦より先んずると爲すを得んや。惟だ國語の菅仲 齊桓に對ふるに十郷を縣と爲すの説有り。齊桓は秦武と時を同じくせば、則ち齊と秦との縣を置くこと、未だ孰れか先にし孰れか後なるかを知らず。然れども、之を管子の書に考ふるに、但だ軌・里・連・郷・邑・率の類有るのみにして、所謂縣と謂ふ者無し。則ち國語云ふ所の十郷を縣と爲すの説、或いは後人追記の訛ならん。而して齊桓の時、尙ほ縣制無ければ「管子山國篇に「某縣の田若干」の語有り」、則ち縣を置くことの秦武より始まるは、更に辯を待たざるなり。國語に、晉の惠公 秦の穆公に賂するに河外の列城五を以てするを許し「君實に郡縣を有つ」と曰ふ。其の時列國俱に未だ此の名有らずして、秦先に之有るの尤も明證たり。自後、列國の縣を有するは、蓋し皆秦制に因りて之に仿ふ。秦楚相近し。故に楚の縣を設くるも亦た最も早し。莊王 鄭を伐ち、鄭伯肉袒牽羊し以て逆ふるに、「九縣を夷ぐ」の語有り「註に謂ふ「魯の莊十四年、楚息を滅ぼし、十六年、鄧を滅ぼす。」の類なり。」。又、莊王 陳を滅ぼし、夏徵舒を殺し、因りて陳を縣とすれば、則ち秦の武公縣を置くの後、久しからずして楚も亦た縣を設くるなり。秦晉相ひ近し。故に晉の縣を設くることも亦た較先んず。祁氏・羊舌氏の田を分かちて縣と爲すが如きは是なり。然れども皆秦の武公の後に在れば、則ち縣を設くること秦より始まらずと謂ふを得ざるなり。惟だ郡を設くることの始めは、秦經て見へず。惠文君十三年、秦漢中の地を取り、始めて漢中郡を置くも、惠文十年、魏已に上郡を納む。是れ魏に郡有ること前に在り、秦に郡有ること後に在り。故に吳師道「或いは山東の諸侯先づ古制を變じて秦之に效ふ。」と謂ふ。然れども晉の惠公云ふ所の「君自ら郡縣を有つ」の語、魯の僖九年に在るに據れば、則ち郡を有することも亦た秦より先んずること莫し。郡を設くるは秦より始まらざると謂ふを得ざるなり。惟だ古時は縣大にして郡小なり。戰國以後は、則ち郡大にして縣小なり。左傳に「趙鞅 鄭と戰ふに、衆に誓ひて『敵に克つ者、上大夫は縣を受け、下大夫は郡を受けん。』と曰ふ。」と。註に周書作雒篇を引きて曰く「千里百縣、縣に郡有り。」と。此れ縣の郡より大なるの證なり「此れに據れば、則ち郡も亦た周制なり。」。國策に「甘茂『宜

陽は大縣なり。名は縣と爲すも其の實は郡なり。』と曰ふ。』と。尉繚曰く「秦の強なること、諸侯は譬ふれば郡縣の君の如し。」と。史記に「魏上郡十五縣を納る。」と。此れ郡の縣より大なるの證なり。呂氏大事記に亦た云ふ「春秋の時、郡は縣に屬し、戰國の時、縣は郡に屬す。」と。此れ又郡縣大小不同の源流なり。

### 【語注】

○田汝成一明人。字は叔禾、杭州錢塘の人。嘉靖五年の進士。著に『委巷叢談』『田叔禾小集』等有るが、郡縣制に關する説は見られない。『小集』に收められた子の田藝蘅の「家大夫小集引」に據れば他に『藥洲先生文集』が有るといふが未見。なお、郡縣が秦（の始皇帝）に始まらなるとする説は、顧炎武『日知錄』卷二十二郡縣、袁枚『隨園隨筆』卷二十郡縣などにも見える。○左傳の晉祁……『左傳』昭公二十八年に「秋、晉韓宣子卒。魏獻子爲政、分祁氏之田、以爲七縣、分羊舌氏之田、以爲三縣。」と有る。○商鞅の變法……『史記』卷五秦本紀、孝公十二年の條に「并諸小鄉聚、集爲大縣、縣一令、四十一縣。」と有る。○三十六郡を……『史記』卷六秦始皇本紀二十六年の條に「分天下以爲三十六郡、郡置守・尉・監。」と有る。○四句を縣と……『周禮』地官小司徒に「乃經土地而并牧其田野、九夫爲井、四井爲邑、四邑爲丘、四丘爲甸、四甸爲縣、四縣爲都、以任地事而令貢賦、凡稅斂之事。乃分地域而辨其守、施其職而平其政。」と有り、同地官遂人に「遂人掌邦之野、以土地之圖經田野、造縣鄙形體之灋。五家爲鄰、五鄰爲里、四里爲鄩、五鄩爲鄙、五鄙爲縣、五縣爲遂。」と有る。○史記に秦の……『史記』卷五秦本紀に「(武公)十年、伐邽・冀戎、初縣之。十一年、初縣杜・鄭。」と有る。○十郷を縣と……『國語』卷六齊語に「桓公曰、定民之居若何。管子對曰、制鄙。三十家爲邑、邑有司、十邑爲卒、卒有卒帥、十卒爲郷、三郷爲縣、縣有縣帥、十縣爲屬、屬有大夫。五屬、故立五大夫、各使治一屬焉、立五正、各使聽一屬焉。是故正之政聽屬、牧政聽縣、下政聽郷。」と有る。○軌里連郷邑……『管子』

小匡篇第二十に「桓公曰、參國奈何。管子對曰、制國以爲二十一鄉、商工之鄉六、士農之鄉十五、公帥十一鄉、高子帥五鄉、國子帥五鄉、參國故爲三軍、公立三官之臣。市立三鄉、工立三族、澤立三虞、山立三衡、制五家爲軌、軌有長。十軌爲里、里有司、四里爲連、連有長、十連爲鄉、鄉有良人、三鄉一帥。桓公曰、五鄙奈何。管子對曰、制五家爲軌、軌有長、六軌爲邑、邑有司、十邑爲率、率有長、十率爲鄉、鄉有良人、三鄉爲屬、屬有帥。五屬一大夫、武政聽屬、各保而聽、毋有淫佚者。」と有る。○管子山國篇に「管子」山國篇に「桓公曰、行軌數奈何。對曰、某鄉田若干、人事之准若干、穀重若干、曰、某縣之人若干、田若干、幣若干而中用、穀重若干而中幣。終歲度人食其餘若干。曰、某鄉女勝事者、終歲績其功業若干、以功業直時而擴之、終歲人已衣被之後、餘衣若干、別郡軌、相壤宜。」と有る。○國語に晉の……『國語』卷八晉語二に「公子夷吾出見使者、再拜稽首、起而不哭、退而私于公子繫曰、中大夫里克與我矣、吾命之以汾陽之田百萬。丕鄭與我矣、吾命之以負蔡之田七十萬。君苟輔我、蔑天命矣。亡人苟入掃宗廟、定社稷、亡人何國之與有。君實有郡縣、且入河外列城五。豈謂君無有、亦爲君之東游津梁之上、無有難急也。亡人之所懷挾纒、以望君之塵垢者。黃金四十鎰、白玉之珩六雙、不敢當公子、請納之左右。」と有る。○莊王鄭を伐……『左傳』宣公十二年に「春、楚子圍鄭、旬有七日、鄭人卜行成不吉、卜臨于大宮、且巷出車、吉、國人大臨、守陴者皆哭。楚子退師、鄭人脩城、進復圍之。三月、克之、入自皇門、至于達路、鄭伯肉袒牽羊以逆。曰、孤不天、不能事君、使君懷怒以及敝邑、孤之罪也。敢不唯命是聽。其俘諸江南、以實海濱、亦唯命。其翦以賜諸侯、使臣妾之。亦唯命。若惠顧前好、徼福於厲。宣・桓・武、不泯其社稷、使改事君、夷於九縣、君之惠也、孤之願也、非所敢望也。敢布腹心、君實圖之。」と有り、その「夷於九縣」に對し、杜注には「楚滅九國、以爲縣、願得比之。」と有り、『經典釋文』に「九縣、莊十四年滅息、十六年滅鄧、僖五年滅弦、十二年滅黃、二十六年滅夔、文四年滅江、五年滅六、滅蓼、十六年滅庸。傳稱楚武王克權、使鬬繆尹之。又稱文王縣申・息。此十一國、不知何以言九。」と有る。○莊王陳を滅……『左傳』宣公十一年に「冬、

楚子爲陳夏氏亂故、伐陳。謂陳人無動、將討於少西氏、遂入陳、殺夏徵舒、轅諸栗門、囚縣陳。」と有る。○惠文君十三年……『史記』卷五秦本紀、惠文君十三年の條に「又攻楚漢中、取地六百里、置漢中郡。」と有る。○惠文十年魏……『史記』卷五秦本紀、惠文君十年の條に「魏納上郡十五縣。」と有る。○故に吳師道……『戰國策校注』卷三秦、秦武王謂甘茂曰の條の「名爲縣其實郡也」に注して呂氏の『大事記』を引き、正曰、大事記云、春秋時郡屬於縣。趙簡子所謂、上大夫受縣、下大夫受郡、是也。戰國時縣屬於郡。所謂上郡十五縣者、是也。魏惠「十年」後、方孝公商鞅時、并小鄉爲大縣、縣一令。尙未有郡及守稱。故魏納上郡之後十餘年、秦紀始書漢中郡、或者山東諸侯先變古制而秦效之歟。」と有るが、「或者山東」云々まで全て『大事記』の引用であり、吳師道の説ではない。後文の趙翼による『大事記』の引用（後注を参照）も『戰國策校注』の本條に引かれており、趙翼は『大事記』を實見していない可能性が有る。本稿「3.東西周」の末注も参照。○魯の僖九年—晉の獻公がその二十六年に没し、同年中に奚齊の擁立と死を経て夷吾が擁立されるが、『史記』卷四十二諸侯年表第二に據れば、この年は魯の僖九年に當たる。○左傳に趙鞅……『左傳』哀公二年に「秋八月、齊人輸范氏粟、鄭子姚、子般、送之、士吉射逆之、趙鞅禦之、遇于戚。……簡子誓曰、范氏中行氏反易天明、斬艾百姓、欲擅晉國而滅其君、寡君恃鄭而保焉。今鄭爲不道、棄君助臣、二三子順天明、從君命、經德義、除詬恥、在此行也。克敵者、上大夫受縣、下大夫受郡、士田十萬、庶人工商逐、人臣隸圉免。」と有り、杜注に「周書作維篇、千里百縣、縣有四郡」と有る。○國策に甘茂……『戰國策』卷四秦二、秦武王謂甘茂曰の條に「甘茂至、王問其故。對曰、宜陽大縣也。上黨・南陽積之久矣、名爲縣、其實郡也。」と有る。○尉繚曰く……『史記』卷六秦始皇本紀、十年の條に「大梁人尉繚來、說秦王曰、以秦之疆、諸侯譬如郡縣之君、臣但恐諸侯合從、翕而出不意。此乃智伯・夫差・潁王之所以亡也。願大王毋愛財物、賂其豪傑、以亂其謀、不過亡三十萬金、則諸侯可盡。秦王從其計。」と有る。○呂氏大事記に……呂祖謙の『大事記』解題卷三に「魏納上郡。解題曰、張儀既取蒲陽而復歸之、故魏以上郡爲謝也。魏世家書

盡入上郡于秦、豈上郡所統不止十五縣、前此有爲秦析取者與。春秋之時、郡屬於縣、趙簡子誓衆所謂上大夫受縣下大夫受郡是也。戰國之時、縣屬于郡、此所謂上郡十五縣是也。方孝公商鞅時、并小鄉爲大縣、縣一令。尙未有郡及守稱。及魏納上郡之後十餘年、秦紀始書置漢中郡。或者山東諸侯先變古制而秦效之歟。史記正義曰、「魏前納陰晉、次納同・丹二州、今納上郡而盡河西濱洛之地矣。括地志云、上郡故城在綏州上縣東南五十里。按丹鄜延綏等州、北至勝州固陽、竝上郡地。」と有る。

### 〔現代語譯〕

田汝成は「郡縣は秦の國で創始されたわけではない。」と言つて、『左傳』の晉で祁氏の田を分割して七縣とし、羊舌氏の田を三縣としたことを引用している。この事は、周の敬王八年の出來事であるので、秦がまだ郡縣を置いていない以前の（秦以外で縣が置かれていた）明證である、と考えているのだ。これはつまり、秦の孝公が商鞅の變法を用いて小郷邑聚を集めて縣とし、秦が天下を併呑した際に三十六郡を置いたことを根據にして、秦が郡縣を最初に設置したのは元來敬王より後のことであると考えているのだろうか。そもそも、四甸を縣として四縣を都とすることと、五鄙を縣とする制度が『周禮』に見えているのだから、縣を設置することは本來周の國より始まったということを知らないのである。思うに（この制度は）王畿千里の内の制度に關係して、まだ侯國には及んでいなかったのである。侯國が縣を設置するようなことは、本當に秦の國から始まつており、他の列國が先にこの制度を有していたのではないのである。『史記』に「秦の武公十年に邽と冀の戎を討伐し、初めてこの地を縣とした。十一年、初めて杜と鄭を縣とした。」と有る「思うに周の制度では王畿の内に縣が有ることにより、これを模倣して、一地を得ることに縣を設置して畿内としたのである。」。考えるに、秦の武公十年は周の莊王九年、魯の莊公六年であり、その事は敬王より一七八年も前のことであるか

ら、つまり列國が縣を設置するのに、この秦の武公十年の例より先行するものはないのである。どうして一七〇年程後の晉人が縣を置くという事例をもとに、秦より先行していたとすることが出来ようか。ただし『國語』に、管仲が齊の桓公の問いに答えた際の十郷を縣とするという論説が有る。齊の桓公は秦の武公と同時代の人であれば、齊と秦が縣を設置したことは、どちらが先でどちらが後であるか判別がつかない。しかしながらこの事を『管子』を用いて考察してみると、ただ軌・里・連・郷・邑・率などの記載が有るのみで、所謂縣という名稱は出てこない。それならば『國語』に記載されている「十郷を縣とする」という説は、もしかしたら後世の人が追記した誤りなのかもしれない。このように齊の桓公の時にはまだ縣の制度が無かったのであれば『管子』山國篇に「某縣の田若干」という語句が有る」、縣を設置するという制度が秦の武公より始まったということは、もはや言うまでもないであろう。『國語』では、晉の惠公が秦の穆公に賄賂として河外の城邑五つを提示した際に「君は實に郡縣を治めている。」と言っている。その時の列國には縣という名稱が無かったので、秦が早くこの名稱を用いていた事の最も確定的な證據である。これ以後、列國で縣が設置されたのは、思うに皆秦の制度に倣ったのであろう。秦と楚は互いに近くに位置している。そのため、楚が縣を設置することも極めて早かった。莊王が鄭を討伐し、鄭伯が肩をあらわに羊を牽いて迎えた際に、「九縣を平定した」という一語が（『左傳』に）有る（「九縣とは」註に言っている「魯の莊公十四年、楚は息を滅ぼし、十六年には鄧を滅ぼした。」などである。）。また、莊王は陳を滅ぼして夏徵舒を殺し、そこで陳を縣にしたのだから、秦の武公が縣を置いた後、すぐに楚も縣を設置したのである。秦と晉は互いに近くに位置している。そのため、晉が縣を設置したことも幾分早い時期であった。祁氏と羊舌氏の田を分割して縣としたのがこれである。しかしながら、これらのことは皆秦の武公の後にあるので、縣を設置することが秦から始まっていると言いうことは出来ない。ただし、郡を設置することの始まりは、秦國內での記載が見受けられない。惠文君の十三年、秦が漢中の地を取り、始めて漢中郡を置いたが、惠文



の十年には魏が既に上郡を（秦に）獻納している。これでは魏が郡を保有することが先にあり、秦が郡を保有することが後であったという事になる。そのため吳師道は「もしかすると山東（華山以東）の諸侯が先に古制を改變し、これを秦が模倣したのではないか。」と言っている。しかしながら、晉の惠公が言っている「君自ら郡縣を有つ」の一語が、魯の僖公九年にあることに基づけば、郡を保有していることも、また秦より先のものはないのである。郡を設置することが秦から始まっているという事は出来ない。ただ、昔は縣が大きくて郡が小さい。戰國以後は郡が大きくて縣が小さい。『左傳』に「趙鞅が鄭と戰う際、軍衆に誓って『敵に勝つた者は、上大夫であれば縣を授け、下大夫であれば郡を授けよう。』」と言った。」と有る。註に『周書』の作雒篇を引いて「千里四方に百縣有り、縣の中に郡が有る。」と有る。これが縣が郡より大きいことの證である。「これに基づけば郡も周の制度である。」。『戰國策』に「甘茂は『宜陽は大縣である。名は縣であるが實際は郡と同等である』と言った」と有る。尉繚は「秦の強大なさまは、他の諸侯など郡縣の君に等しい。」と言っている。『史記』に「魏は上郡の十五縣を獻納した。」と有る。これらは郡が縣より大きいことの證である。呂氏の『大事記』にも「春秋の時、郡は縣に屬し、戰國の時、縣は郡に屬す。」と有る。これはまた郡縣の大小が同じでないことのあらましである。

（栗栖亞矢子・米田颯介）